

医療従事者向けフローチャート

本人がサインできない時の 医療同意

— 医師が5分で判断するフローチャート —

医知創造ラボ 今村久司

京都大学医学博士／神経内科専門医・指導医／総合内科専門医・指導医

厚労省GL (2018/2019) + 民法・精神保健福祉法を実務翻訳

現場でよくある 5つの疑問

1 本人は同意できるが書けない時、何を取ればOK？

2 意識障害患者で「友人しかいない」場合は認められる？

3 同性・事実婚パートナーは代諾できる？

4 成年後見人が「同意できない」のは本当？じゃあ誰が？

5 家族の意見が割れた時、医師はどう動く？

「同意できない」を3つに分解

1-A

身体的に書けない

意思能力あり
上肢麻痺・気管挿管 など

1-B

意思能力がない

意識障害・認知症終末期
本人意思の確認が困難

1-C

家族構成が複雑

パートナー／友人のみ
身寄りなし・代諾候補が不明

まず「どの型か」を判定。型ごとに必要な根拠条文・実務手順が変わる。

法的フレームワーク — 拠り所となる4文書

厚労省 2018年GL

人生の最終段階における
医療・ケアの決定プロセス

「家族等」広義／推定意思／
倫理委員会の位置づけ

厚労省 2019年GL

身寄りがない人の入院・医療に
係る意思決定が困難な人への支援

成年後見人に
医療同意権は含まれない（明文）

日医 倫理指針 第3版

医師の職業倫理指針
（2016年10月）

IC・代諾の優先順位／
推定的同意の根拠

民法 + 精神保健福祉法

民法698・858・876の4／
精神保健福祉法 33条

緊急事務管理・後見人権限／
医療保護入院の「家族等」狭義

「家族」vs「家族等」 — 文書ごとに範囲が違う

文書	「家族等」の範囲	解釈
精神保健福祉法 33条	配偶者・親権者・扶養義務者・後見人/保佐人	狭義（法的親族中心）
厚労省 2018年GL	法的親族 + 親しい友人等	広義（単身世帯対応）
厚労省 2019年GL	法的親族中心 + 推定意思協力者	広義解釈
透析医学会 2020提言	家族不在時は自治体福祉担当者を同義扱い	実務拡張

※ どの文書に基づく判断かを意識し、カルテに明記する

ケース1：本人が書けないだけ — 3つの選択肢

口頭同意

方法

本人の同意意思を口頭で取得

記録ポイント

カルテに「本人口頭同意取得」
医師・看護師2名で署名

代筆同意

方法

本人意思のもと家族等が代筆

記録ポイント

代筆者氏名・続柄・関係性
本人前で代筆を明記

指印・押印

方法

本人の指印または認印で署名

記録ポイント

意思能力ありと医師判断
カルテに能力評価を記載

意思能力が保たれているなら、本人意思が最優先。署名形式は柔軟に。

ケース1：カルテ記載テンプレート

カルテ記載例：上肢麻痺で署名困難な患者

【意思能力の評価】

- ・ 氏名・生年月日・現病歴・治療内容の理解可。
- ・ 本人の同意意思を口頭で確認（同席：医師A、看護師B）。

【署名の取扱い】

- ・ 右上肢麻痺のため自筆署名困難。
- ・ 本人立会いのもと、長女〇〇が代筆。本人押印（拇印）あり。

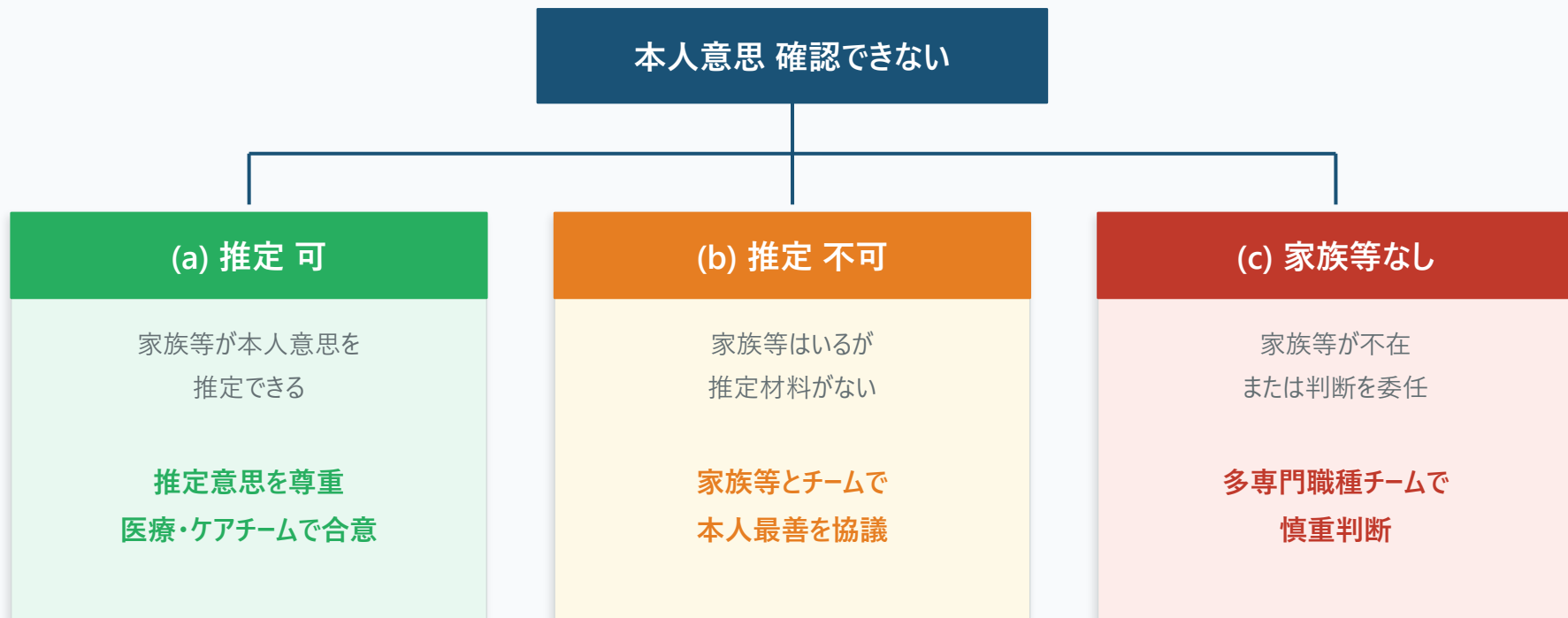
【根拠】

日本医師会「医師の職業倫理指針 第3版」

本人意思の確認＋代筆＋押印で同意成立と判断。

ポイント：「意思能力評価」「代筆者明記」「根拠文書」の3点をカルテに残す。

ケース2：意識障害 — 厚労省2018GLの分岐



合意形成が困難なら → 倫理委員会等の話し合いの場へ。

ケース2：ACP と 事前指示書の使い分け

ACP

Advance Care Planning

本人を尊重した
意思決定の対話的プロセス

- 対話的プロセス（do）
- 病状・希望の変化に応じ繰り返し
- 本人・家族・医療ケアチーム三者
- 法的拘束力なし／意思推定の根拠

事前指示書

Advance Directive / Living Will

将来の医療内容を
本人が文書化

- 文書（make）
- 通常1回作成
- 本人が将来の自分のため
- 一定の意思表示証拠力

ケース3：代諾権者の優先順位（8段階）

1	本人	意思能力あれば最優先
2	事前指示書・リビングウィル	意思推定の最強証拠
3	任意後見人（公正証書）	医療代理人として事前指定
4	法定の家族（配偶者・子・親・兄弟姉妹）	民法上の親族・慣例
5	事実婚・同性パートナー	厚労省2018GL「家族等」広義
6	成年後見人・保佐人	医療同意権なし／意思推定協力
7	親しい友人・知人	代諾不可／意思推定の参考人
8	身寄りなし	多職種カンファ+倫理委員会

ケース3：事実婚・同性パートナーの代諾

民法上の親族

親族でない
→精神保健福祉法
33条（狭義）に含まれず

厚労省2018GL

「親しい友人等」を含み
意思推定協力者として
位置づけ可

パートナーシップ証明書

全国240自治体以上で導入
法的効力なしだが
病院判断を支援

事前対策（医師から勧められる選択肢）

1

任意後見契約（公正証書）

2

医療代理人指定書

3

リビングウィル

4

ACPで医療チームと共有

事前対策の3本柱 — 医師が患者に勧める備え

1 任意後見契約

(公正証書)

信頼できる人を任意後見人に
事前指定。法定後見と異なり
本人の希望で選任可。

任意後見契約法に基づく
公証役場で作成

2 医療代理人指定書

医療同意の代弁者を文書指定。
書式は病院・自治体により異なる。
医療機関に事前提出が望ましい。

病院規程・自治体書式を確認

3 ACP

アドバンス・ケア・プランニング

医療・ケアチームを交えた
継続的対話。
価値観・希望を文書化。

病状・希望の変化に応じ更新

ケース4：友人しかいない — 「家族等」広義の活用

厚労省 2018年GL（根拠条文）

『「家族等」とは...法的な意味での親族関係のみではなく、より広い範囲の人（親しい友人等）を含み、また、複数人存在することも考えられる』

友人ができること

- 本人の人生観・価値観の情報提供
- 推定意思の協力者
- 多職種カンファレンスへの参加

友人ができないこと

- 医療同意権者としての署名
- 緊急時の延命治療判断の決定
- 成年後見類似の財産管理

迷ったら倫理委員会エスカレーション。病院規程と整合性をカルテに記録。

ケース5：成年後見人 — 「医療同意できない」の整理

厚労省 2019年GL：「現行制度では、成年後見人等の役割としていわゆる医療同意権までは含まれない」

場面	成年後見人の役割
入院契約・診療契約	代理可
入院費・治療費支払い	代理可（財産管理）
検査・手術同意	不可（意思推定協力のみ）
DNAR・延命中止	不可（多職種＋倫理委員会）
緊急時の救命処置	同意不要（民法698条）
病状説明の聴取	可（事務管理の一環）

ケース5：身寄りなし患者 — 対応フロー

1

多職種カンファレンス

医師・看護師・MSW・薬剤師・ケアマネで本人最善を協議

2

院内倫理委員会

判断が難しい場合は院内倫理委員会・臨床倫理コンサルへ

3

市町村長同意（精神科のみ）

精神保健福祉法 33条3項：医療保護入院は市町村長同意で可

4

成年後見開始申立

退院後支援が必要なら市町村長申立も可。MSW連携。

ケース6：家族間対立 — Laryionava 4ドメイン

Laryionava K, et al. Curr Oncol Rep. 2021;23(11):124

1. 予後認識のズレ

家族間で病状・予後の理解が異なる

→ 共通理解を作る病状説明

2. 家族内の人間関係

もとの対立・葛藤が表面化

→ 個別面談で背景把握

3. 文化的・宗教的差異

価値観・終末期観の違い

→ 価値観を否定せず尊重

4. 介護負担の偏り

主介護者と他家族の温度差

→ 介護者の声を中心に置く

ケース6：エスカレーションフロー

1

多職種カンファレンス

医師・看護師・MSW・薬剤師・リハ・ケアマネ

2

家族会議

医療・ケアチーム同席／推定意思の文書化

3

院内倫理委員会・臨床倫理コンサル

中立的助言／合意形成支援

4

司法判断（極めて稀）

家族と医療側の合意不能時の最終手段

緊急時の3つの法的根拠

民法 698条

緊急事務管理

本人の身体に対する
急迫の危害を免れさせる
事務管理は、悪意・重過失
なき限り損害賠償責任なし

刑法 37条

緊急避難

生じた害が避けようと
した害を超えない場合は
罰しない

推定的同意

日医 倫理指針 第3版

「合理的な医師なら
患者本人も同意するで
あろう」と推定される
範囲で医療行為可

緊急時：適用の4条件（チェックリスト）



急迫の危険が現存

生命・身体への重大な危険が迫っている



同意取得が時間的に不可能

本人および家族等から同意を得る時間がない



医学的に妥当かつ最小侵襲

目的に必要な範囲を超えない医療行為



合理的医療水準に従う

標準的・合理的な医療判断の範囲内

実施後はカルテに4条件を必ず記録。事後同意取得を計画。

統合フローチャート — 5分で判断

判断ステップ

Q1. 緊急性の有無

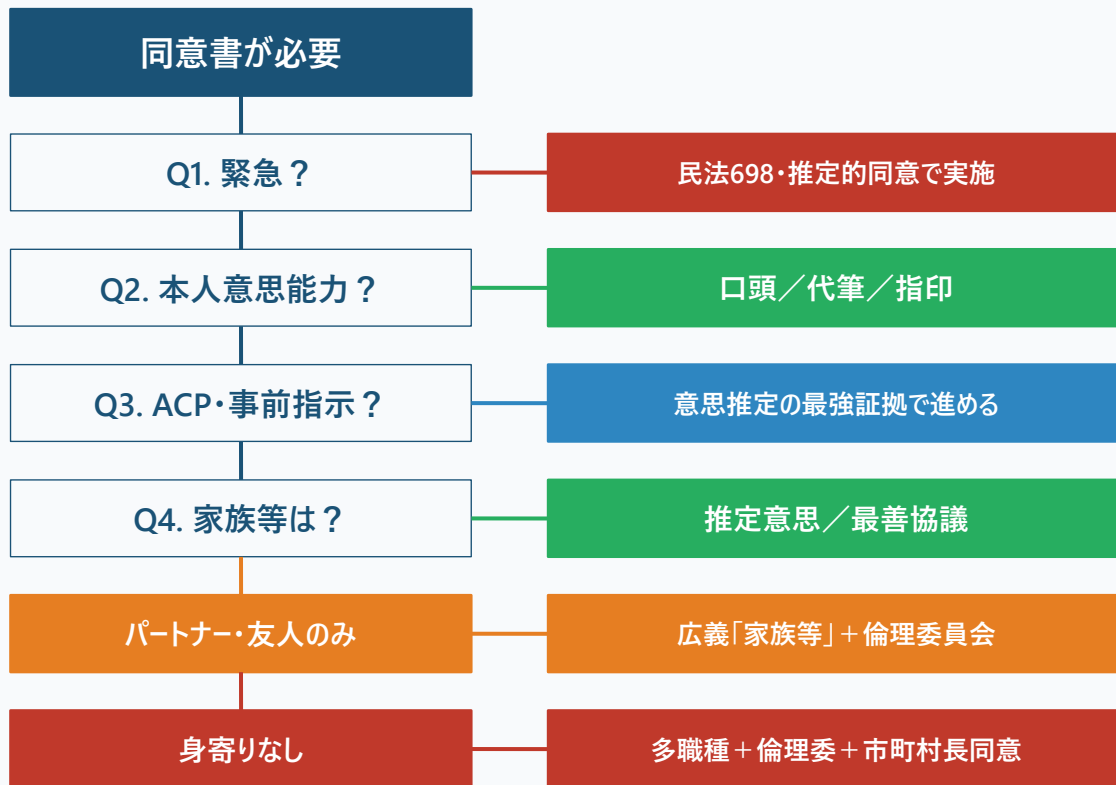
Q2. 本人の意思能力

Q3. ACP・事前指示書

Q4. 家族等の存否

合意形成困難 → 倫理委員会

成年後見人 → 同意権なし



まとめ — 医師が押さえる 3つのメッセージ

1

「同意できる人」と「同意権がある人」は別問題

成年後見人は契約代理可・医療同意権なし（厚労省2019GL明文）。
誰がサインかの前に、誰の意思を中心に置くかを問う。

2

「家族等」の意味は文書ごとに違う

精神保健福祉法33条は狭義／厚労省2018GLは「親しい友人等」を含む広義。
事実婚・同性パートナーは病院判断、本人意思の事前文書化が決定的。

3

詰まったら多職種カンファレンス → 倫理委員会

緊急時は民法698条・推定的同意で前進可。
1人で抱え込まずチームへ。記録テンプレと倫理コンサル基準を持つ。

ご視聴ありがとうございました

チャンネル登録・高評価で
最新の医療情報をお届けします

詳しい解説はブログへ

「同意書にサインできない患者への対応」

hinyan1016.hatenablog.com / 概要欄リンクから

医知創造ラボ

～脳神経内科医がAIで紡ぐ最新医療情報～